参考資料 1

国民健康保険運営協議会（都道府県、市町村）の役割

都道府県に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	・国保事業費納付金の徴収 保険料水準の統一化に向けた審議　等 ・国保運営方針の作成　等 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表

市町村に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表（任意）

※　納付金の算定方法についても、納付金の徴収に関する事項に含まれており、必須審議事項とされている。
　平成30年度以降においては、納付金の算定方法の一環として、保険料水準の統一化等の重要事項について審議することが想定される。

■ 改正後の国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条　国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…（略）…国民健康保険事業費納付金の徴収、…（略）…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

２　国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…（略）…保険給付、…（略）…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

３　前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（…（略）…）を審議することができる。

４　前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。